

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）参照条文

関税暫定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（関税割当制度）

第九条の二 別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内において、当該貨物の使用的実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用）

第八条の五（省略）

2 関税暫定率法第九条の一の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

別表第一 暫定関税率表（第一条、第七条の三、第七条の四、第八条の一、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

別表第一 関税 定率 法 の 番 号	品 名	税 率
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。） えんどう（ピスマ・サティガム）	
○七一三・一〇	二 その他のもの	
(一) その他もののうち	この号の一の(一)に掲げるえんどう、第〇七一三・三三一号に掲げる小豆、第〇七一三・三三三号の一の(一)に掲げるいんげん豆、第〇七一三・三九号の一の(一)に掲げるその他のさざげ属又はいんげんまめ属の豆、第〇七一三・五〇号の一の(一)に掲げるそら豆及び第〇七一三・九〇号の一の(一)に掲げるその他の乾燥した豆について、一一〇、〇〇〇	

トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの

ささげ属又はいんげんまめ属の豆

小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）のうち
共通の限度数量以内のもの

いんげん豆（ファセオルス・ブルガリス）

二 その他のもの

（二） その他のもののうち

共通の限度数量以内のもの

バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）

二 その他のもの

（二） その他のもののうち

共通の限度数量以内のもの
ささげ（ヴィグナ・ウンゲイクラタ）

二 その他のもの

（二） その他のもののうち

共通の限度数量以内のもの
その他のも

（二） その他のもの

（二） その他のもののうち

共通の限度数量以内のもの
そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ变

種ミノル）

二 その他のもの

（二） その他のもののうち

共通の限度数量以内のもの
き豆（カヤヌス・カヤン）

二 その他のもの

○七一三・三〇

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

○七一三・九〇	(二) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%					
一〇〇五・九〇	その他のもの						
一〇・〇五	二 その他のもの 共通の限度数量以内のもの						
一〇〇五・九〇	とうもろこし その他のもの						
一一・〇七	二 その他のもののうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもののうち						
一一〇七・一〇	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの						
一一〇七・一〇	コーンスタークの製造に使用するもの						
一一〇七・一〇	政令で定めるところにより飼料用に供するもの						
一一〇七・一〇	コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの						
一一〇七・一〇	その他のもの						
麦芽（いつてあるかないかを問わない。）							
いつてないもののうち							
この号のいつてない麦芽及び第一一〇七・一〇号のいつた麦芽について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの							
いつたもののうち							
共通の限度数量以内のもの							
でん粉及びイヌリン							
でん粉							
とうもろこしでん粉（コーンスターク）のうち							
この号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスターク）、第一一〇八・一三号に掲げるばれいしょでん粉、第一一〇八・一四号に掲げるマニオカ（カツサバ）でん粉、第一一〇八・一九号に掲げるその他でん粉、第一一〇八・一〇号に掲げるイヌリン、第一九〇一・二〇号							

無税 無税 無税 無税 無税 三% 無税 無税

一九・〇一	一一〇八・一〇	一二〇八・一九	一二〇八・一四	一二〇八・一三	の二の二の二の二(b)に掲げるベーカリー製品製造用の混合物等及び第一九〇一・九〇号の一の二の二の二(b)に掲げる調製食料品について、一五七、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における当該物品及びコーンスターの製造に使用するとうもろこしの需給、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項及び第一九・〇一項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの
					でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスター・チグルーの製造に使用するもの
					その他のもの ぱれいしよでん粉のうち
					でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの
					でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスター・チグルーの製造に使用するもの
					マニオカ（カツサバ）でん粉のうち
					でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの
					でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスター・チグルーの製造に使用するもの
					その他のもの その他のでん粉のうち
					でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの
					でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスター・チグルーの製造に使用するもの
					その他のもの イヌリンのうち
					でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの
					でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスター・チグルーの製造に使用するもの
					その他のもの その他のでん粉のうち
					麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算した

二五%

二五% 無税

二五% 無税

二五% 無税

ココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地

一 谷粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）
(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの

(b) その他のもののうち

でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

一 谷粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）
(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

)

一
六
%

D 米產品、小麦產品（ライ小麦產品を含む。）、大麥產品（裸麥產品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの

(b) その他のもののうち

でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの

砂糖をえたもの

その他のもの

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十二号）（抄）

（関税割当をとする物品及びその数量）

第一条 関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）第八条の五第一項に規定する政令で定める物品は、この政令の別表に掲げる物品とする。

2 別表に掲げる物品につき暫定法の別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量は、それぞれ別表の期間の欄に掲げる期間につき同表の下欄に掲げる数量とする。